

人権という希望

2016/6月

第23回 子どもたちからの人権メッセージ発表会のお知らせ

多摩東地区13市の代表児童30名による人権メッセージ発表会。小学生が自分の考えや感じたことを自由に伝えあえる権利を大切にしたいと、毎年行われています。今年は国分寺市から第十小学校6年生の児童が代表で発表します。是非、ご来場ください。

日時：平成28年9月10日（土）午後1時～4時
場所：清瀬けやきホール（清瀬市）

[田中]

第15回 人権のつどい開催報告

「日本初義足のプロアスリート～共に生きる社会をめざして～」

「障害を乗り越えて」

平成27年12月5日（土）国分寺Lホールで、人権のつどいを開催しました。前半は、第三中学校で合唱指導をされている齋藤智子先生指揮による合唱、続いて中学生人権作文の表彰と発表が行われました。

後半は、鈴木徹さんを講師としてお招きし、身体障害者をめぐる人権についてお話しいただきました。鈴木さんは高校時代、交通事故で右脚の膝下を切断しましたが、義足の走り高跳選手として活躍、パラリンピックで四大会連続で入賞を果たされました。講演会では、鈴木さんの義足を実際に持たせてもらいました。

[伊達]



第45回 国分寺市憲法記念行事への協力



平成28年5月7日（土）国分寺Lホールにて、「第45回 国分寺市憲法記念行事」が開催されました。今年度は「あなたにできること ～いじめをなくすために～」をテーマに開催され、国分寺地区人権擁護委員がいじめに関する絵本「いじめられたらどうしよう」の読み聞かせを行いました。また、人権擁護委員の役割や活動内容について、来場者の皆様にお話ししました。来場者からは「読み聞かせがとてもよかった。」という声も聞かれました。

[岩崎]

中学生 人権作文コンテスト



平成27年度の中学生人権作文は、「いじめ」「戦争や平和」「障害のある人に関する問題」「差別問題」等々のテーマを主に、多岐の内容で801通もの作品の応募がありました。その作品を人権擁護委員全員で読み重ねて、5編の「市長賞」と15編の「人権作文賞」を選びました。その中から、2編が東京都大会で「奨励賞」を受賞し、1編が「作文委員会賞」を受賞しました。このことは、応募された中学生の多くの作品が、しっかりとテーマをとらえ自分自身の考えや思いを表現した結果だと思えます。感動しました。これからも、書くことの大切さとたくさんのことに関心を持って行くことの機会になればとてもうれしいです。今回応募された中学生の皆さんに感謝と、生徒にかかわっていただいた学校関係者と保護者の皆様にお礼申し上げますとともに、「人権」のことをさらに関心を持っていただければ幸いです。

ありがとうございました。

[熊谷]

平成27年度国分寺市長賞の受賞者の方々です。

第一中学校1年	黒岩 美咲	「誰もが、自分らしく生きる為に」
第一中学校1年	近藤 敬太	「祖父の指」
第二中学校3年	中村 元紀	「みんなちがってみんないい」
第三中学校2年	脇澤 一誠	「『人権とプライド』」
第五中学校2年	匹田 昇太郎	「心の壁を取り除こう」

(学校別五十音順)



第22回 子どもたちからの人権メッセージ発表会開催報告



多摩東地区13市の代表児童による人権メッセージ発表会が平成27年9月12日(土)国立市のくにたち市民芸術小ホールで開催されました。

国分寺市からは、第八小学校の堀江美帆さんが障害者にやさしい街になってほしい思いを、第九小学校の守住真祐さんが小さな思いやりの大切さをメッセージ発表しました。どのメッセージも素晴らしく、子どもたちのみずみずしい感性が感じられる発表会でした。

[田中]



メッセージパネル展の開催



平成27年6月1日(月)、ひかりプラザで、人権擁護委員の日の催しを開催しました。会場では各界の著名人による人権メッセージを掲載したパネルの展示、人権擁護委員による身近な人権相談会、人権関連DVDのビデオ上映を行いました。

[伊達]

「人権の花」運動 ～育てよう 思いやりの心～



平成27年度は、第七小学校の3年生がマリーゴールドとサルビアを、第八小学校の3年生がマリーゴールドを、学年全員で育ててくれました。クラス替えをしたばかりのお友達と種蒔きをし、暑いなかでも協力して草取りや水やりに取り組んでくれました。花という一つの命をお世話することで、やさしい心や人権意識が育まれていきました。また、取り組み後の感想をしおりや観察日記に仕上げてください、すてきな思い出ができました。ご尽力いただいた先生方に感謝申し上げます。

今年度は、第九小学校と第十小学校のみなさんをお願いしています。

[村原]



〈第七小学校3年生が作成したしおり〉



〈第八小学校 3年生〉

第七小学校3年生のしおり

- やさしさを 友だちの心を 広げよう
- 思いやり やさしさかんしゃ 忘れない
- 協力して どんなことでも かいけつだ
- ゆずりあい たすけあって 友だちだ

第八小学校3年生の感想

- お花をとってしまったことがあったけど、これからは大切にしようと思った。
- ありがとうと人に言われてうれしいことだと気づいた。

子どもの人権110番



人権擁護委員が、子どもを対象に行っている相談事業に、電話で相談を受ける「子どもの人権110番」があります。東京法務局に常設して相談を受けており、子ども人権委員76名が当番制にて対応しています。また、毎年、全国一斉「子どもの人権110番」強化週間を実施しています。

相談者については家族からの相談が全体の5割近くを占め、そのうち8割弱が母親からの相談です。本人からの相談は2割弱となっており、近年は高校生からの割合がやや多くなってきています。また、匿名の電話も多くあります。

相談内容については「いじめに関する相談」が最も多く、その次に「友人関係」や「学校批判」と続きます。その他にも、「自分自身の能力」や「容姿・性格」、「進路」、「性同一性障害について」など、相談の幅は非常に広がってきています。また、パソコンやスマートフォンの普及により、「個人情報に関する問題」や「インターネット」、「携帯電話」に関する問題も増えてきています。

相談の中から人権侵犯の疑いのある事案については、法務局に申し出ると共に該当地域の委員が法務局職員と連携し、速やかに事情調査に臨みます。

[岩崎]

人権Q&A



Q：マタニティハラスメントとはどんなことですか。法律はどうなっていますか。

A：妊娠・出産を実質的な理由として著しい不利益を受けた女性らが「マタハラ」として訴えています。法律では、妊産婦が請求した場合には、他の軽易な業務に転換させる必要があり、法定時間外労働・法定休日労働・深夜労働をさせることができません。また、原則として産前に6週間、産後に8週間の休業ができます。産前産後休業中及び休業後30日以内の解雇は禁止されています。出産後は、育児休業、時間外労働の制限、短時間勤務、看護休暇などが法制化されています。同時に、これらの権利を行使したこと等を理由とする解雇その他の不利益な取り扱いも禁止されています。しかし、企業によっては法制化された制度の利用を嫌がるばかりか、妊娠判明後から育児休業後まで職場から追い出そうとします。特に、「貴方の席はない」などといって不当な職務変更・配転・降格・賃下げ・非正規社員への変更などを押しつけてきます。一人で悩まず、公的な相談窓口や弁護士などに相談して下さい。 [小部]

身近な人権相談のご案内



あなたの人権が侵害されたとき、生活の悩みや不安を抱えているとき、お気軽にご相談ください。人権擁護委員が相談を受けています。

相談は無料、秘密は厳守します。

どなたでもご利用いただけます。
お気軽にお電話でご予約ください。



平成28年度の相談日

7月	14日	12月	8日
8月	4日	1月	12日
9月	8日	2月	9日
10月	13日	3月	9日
11月	10日		

原則として毎月第2木曜日
午後1時～4時（1回30分）

場 所：男女平等推進センター相談室
（ひかりプラザ内）

予約電話：042-573-4378

受付時間：月～金 9：00～17：00
（祝日・年末年始を除く）



発行：国分寺地区人権擁護委員の会

【人権擁護委員：岩崎文子・熊谷淳・小部正治・伊達俊二・田中久美子・村原町子】

問い合わせ：国分寺市 市民生活部 文化と人権課

〒185-0034 国分寺市光町1-46-8ひかりプラザ内 電話：042-573-4378

